

〔平成28年和光市議会12月定例会 追加議案の概要：議案74号～議案76号〕

議案第74号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて
担当	職員課
<p>【目的】</p> <p>平成28年8月、人事院は民間企業と国家公務員の給与水準の差を埋めるため、国会と内閣に対して国家公務員の給与の改定を求める勧告を行いました。これを受けて内閣は、国家公務員の給与を改正する法案を国会に提出し、平成28年11月16日に、この法案が可決、成立しました。</p> <p>和光市でも国家公務員給与の改正に準じ、市職員の給与の見直しを行うため、関係する条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>【内容】</p> <p>1 改正内容</p> <p>(1) 給料表を人事院勧告に準拠した給料表に改正します。</p> <p>(2) 勤勉手当の支給割合の見直しを行い、年間0.1月分引き上げます。</p> <p>(3) 扶養手当の見直しを行い、段階的に配偶者に係る手当額を引き下げ、代わりに、子どもに係る手当額を引き上げます。</p> <p>(4) 任期付職員の給料表と期末手当についても、国に準拠した改正を行います。</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日から施行します。ただし、扶養手当見直しの規定は、平成29年4月1日から施行します。給料表及び期末・勤勉手当は、次のとおり遡及して適用します。</p> <p>適用日</p> <p>(1) 給料表 平成28年 4月1日</p> <p>(2) 期末・勤勉手当 平成28年12月1日</p>	